

英和グループの役職員行動規範

英和グループは、お客さまの信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていくことを経営理念として、事業活動を遂行しています。「英和株式会社 役職員行動規範」は、この経営理念の精神を具体的な行動に移す際に守るべき重要な事項をまとめたものであり、英和グループのあらゆる事業活動において優先されるものです。

英和グループ並びに関係子会社の役職員（業務委託者、派遣社員を含みます。）は、この行動規範に則り、法令および社内ルールを遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行し、事業活動に関係するルールを正しく理解し、厳正に遵守することにより、公正な事業活動を行わなければなりません。

この行動規範、法令、社内ルールに対する違反が認められた場合、英和グループ各社は、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局等への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、社内ルールに従って必要な措置を講じます。

「規範の遵守」

1. 遵法精神

私達は、各国の法令、社内ルールを遵守し、地域社会のルールに逸脱する行為は行いません。

2. 公正かつ自由な競争

私達は、独占禁止法等の関係法令を遵守して事業を遂行します。談合やカルテル等、公正で自由な競争をさまたげる行為を行いません。取引上の立場を利用して不当に相手方に不利益を強いる等の行為を行いません。

3. 輸出入管理の維持

- ① 私達は、輸出入管理に関する各国の適用法令・規制を遵守し、不正取引のない健全な輸出入取引を行います。
- ② 私達は、国際平和維持を希求する社会の一員として、平和と安全を妨げることになる武器及び関連技術の輸出に関する各国の法令・規制を遵守し、輸出に当たっては、この点を十分に認識し、企業活動を行います。

4. インサイダー取引の禁止

私達は、業務上知り得た情報をもとにして、インサイダー取引にあたる行為を行いません。

5. 知的財産権の保護

私達は、自らの権利の保護に努めるとともに、他者の権利の侵害に当たらないよう細心の注意を払います。

「社会との健全な関係」

1. 社会貢献

私達は、豊かで住みよい地域社会や国際社会の実現のため、積極的な社会貢献を推進します。

2. 反社会的勢力への対応

私達は、総会屋、暴力団等反社会的勢力との関係を一切持たず、それら反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応します。

「個人のモラルの向上」

1. 職場マナーの維持

私達は、英和グループの役職員として、良識ある行動をとるとともに、常に道德・マナーの向上に努めます。

2. 利益相反の防止

私達は、会社の正当な利益に反して、自分や第三者の利益を図る行為は行いません。

3. 接待・贈答

私達は、業務上の地位を利用して、金品その他の不正の利益を得ることや、法令に違反したり、社会的に不相当な接待・贈答の授受をすることは許しません。

「良好な職場環境の保持」

1. 職場環境

私達は、労働関係法令を遵守し、安全で健全な職場環境を維持します。

2. 個性の尊重

私達は、個人の個性を重視し、その能力を十分に発揮できる環境整備に努めます。

3. 安全衛生

私達は、関連法令を遵守し、災害の発生防止に努めます。

「適切かつ透明性の高い経営の堅持」

1. 取引の適切性

私達は、取引先と健全な関係を確保し、適切かつ公正な取引を行います。

2. 情報の開示

私達は、株主・投資家の方々やお客さまの合理的な判断に資するよう、行政に提出する情報を含め、適時・適切な情報開示に努めます。

3. 正確な情報の作成、管理

私達は、適時・適切な情報開示を行うため、経営情報について正確な記録を作成、管

理することに努めます。また、内部や外部の監査・検査に対して、十分に協力します。

4. 機密情報の取扱

私達は、自社並びにお客様・取引先等の機密情報に関しては、社内ルールに従って適正に管理し、権限のない者に機密情報を開示したり、英和グループ各社以外の者のために機密情報を利用しません。

「人権・環境問題への取組み」

1. 差別の禁止

私達は、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位または門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しません。

2. ハラスメントの禁止

私達は、セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しません。

3. 個人情報の取扱

私達は、個人のプライバシーを侵害しないよう、関係法令および英和グループの個人情報管理規程に従い、お客さまの情報はじめ、個人情報の管理には十分注意を払い、業務上必要な目的以外には利用しません。

4. 強制労働・児童労働の禁止

私達は、不当な労働を強制したり、法令が定める雇用最低年齢に達しない児童を労働させたりすることは、決して許しません。

5. 環境保全への配慮

私達は、環境の保護が重要な責務であるとの認識に立ち、関係法令および各種規制を遵守し、地球環境との調和、環境の保全に配慮して行動します。

なお、英和グループ各社の役職員（業務委託者、派遣社員を含みます。）は、この行動規範、法令、社内ルールに違反する行為（または違反の疑いがある行為）を発見した場合、各社で定められたルールに従って、報告・相談しなければなりません。何らかの理由で、通常の報告・相談を行うことが適当ではないと判断した場合、ホットラインを利用することができます。

違反行為について報告・相談を行ったことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。また、報告者の個人情報は厳重に管理されます。これらの仕組みについては、英和グループのコンプライアンス管理規程その他関連規程に記載されています。

2009年9月1日改定